

事業主の皆様へご案内

障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大並びに障害者職業生活相談員資格認定講習の実施のご案内

1. 障害者雇用納付金制度について

平成 27 年 4 月から常用雇用労働者数が 100 人超の事業主も「障害者雇用納付金制度」の対象となります。

詳細は別添リーフレット、又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください。

http://www.jeed.or.jp/disability/koyounoufu/download/kaisei_h27_noufu.pdf

2. 障害者職業生活相談員資格認定講習について

障害者職業生活相談員の資格認定講習を実施します。

詳細は別添ご案内、又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください。

http://www.jeed.or.jp/disability/employer/h26_seikatusoudan_seminar.html#nagano

【お問合せは】 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

長野高齢・障害者雇用支援センター 山田、宮原

TEL 026-269-0366 FAX 026-269-0377